

廃棄物処理業

免税の要件

- 「廃棄物処理事業を営む者」で、具体的には次に掲げる方が対象です。
 - ①地方公共団体、②**一般廃棄物**又は**産業廃棄物**の処理事業につき、廃棄物処理法の規定により市区町村長又は都道府県知事の許可を受けた者、③市区町村長より一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者、④港湾管理者又は「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の規定により国土交通大臣の許可を受けた者については、廃油処理事業を行う場合についてのみ「廃棄物処理事業を営む者」に該当する。上記の方が廃棄物の**埋立地**（一般廃棄物又は産業廃棄物の**最終処分場**で、周囲に囲いが設けられ廃棄物の処分場所である旨の表示があること。）内において廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等、廃棄物の埋立に密接不可分な作業に使用する機械の動力源の用途であることが免税要件です。
- **産業廃棄物処分業者**及び**特別管理産業廃棄物処分業者**にあつては※中小事業者等に限られます。中小事業者等に該当しない場合でも、一般廃棄物処分業と兼業するなどして、産業廃棄物と一般廃棄物を同一の埋立地において、同じ機械で処分する場合には、上記作業に使用する当該機械の動力源に供する軽油については課税免除の特例措置の対象となります。
- 機械としてはスクレーパー、ドラグライン、コンパクトホイルドーザー、ホイールローダー、クローラーローダー、トラック等で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない（いわゆるナンバープレートをつけていない）ものが該当します。

※「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、次に掲げる法人を除く）
 - (1) 発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人
 - (2) 発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人
 - (3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
- ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち上記1(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人
- イ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人
- 2 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（ただし、当該法人が通算親法人である場合には、上記1(3)に掲げる法人を除く。）
- 3 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は**3年を超えない範囲で設定**。

(最長でも令和9年3月31日まで)

※①	免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16の2様式）
※②	誓約書（第16号の18様式）……法人の場合は「役員住所・氏名一覧表」も提出
※③	免税軽油の使用にあつての重要事項確認書
④	本人確認書類 個人の場合 → 運転免許証等の写し又は住民票（写し可） 住民票は、個人番号の記載がないもので可 法人の場合 → 法人名の記載された社員証等、定款

⑤	機械の写真（前・横・後方の写真で機械名等が確認できるもの、アワーメーター等の数値のわかるもの）
⑥	機械の型式、定格出力、タンク容量、燃料消費量（率）が確認できるもの（写） （カタログ・スペック表・発注書など）
⑦	機械の使用権確認書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">自己所有の場合</div> → 償却資産台帳(写)、償却資産申告書(写)、売買契約書(写)など <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">自己所有でない場合</div> → リース契約書（写）
⑧	機械の所在地が確認できる書類（写）（略図・地図など）
⑨	市区町村長（一般廃棄物）の許可証（写）・都道府県知事（産業廃棄物）の許可証（写） 市区町村長からの一般廃棄物処理に係る委託関係書類（写） 廃油処理事業に係る国土交通大臣の許可証（写） のいずれかのもの
⑩	産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあっては 中小企業等に該当することが確認できる書類（写） （法人税申告書及び出資関係図など）

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

【免税証の交付】…有効期間は**1年を超えない範囲で設定。**

①	免税証交付申請書（第16号の21様式）
②	交付を受けた「免税軽油使用者証」
※③	免税証所要数量算出計算書

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」（第127号様式（同一様式）。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）を記入のうえ、ご提出ください。

免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」（第16号の30様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書（所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）
- 納品書（軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの）及び請求書の写し